



～文教のまち西原～

2003年 No.378

広報

にしはら 8

編集・発行／西原町役場企画財政課（広報係）西原町字嘉手苅112番地

☎098（945）4533

印刷／グローバル企画印刷（株）

9月14日(日)は西原町の
市町村合併についての
住民投票予定日です(2頁)



町の花・ブーゲンビリア



町の木・ガジマル



町花木・サワフジ

西原なぎなたクラブが上位入賞

＝与那原町長旗争奪なぎなた大会＝

5月18日に与那原中学校で行われた与那原町長旗争奪第20回沖縄県小学校・中学校なぎなた大会で上位入賞を果たした西原なぎなたクラブのみなさんが、7月4日、午後、西原町役場に翁長町長を訪問し、報告をしました。

今回の大会では小学校団体試合の部で1位と3位に入賞したほか小学校演技競技の部や個人試合の部でも各学年で上位に入りました。



県産品をどうぞよろしく！ 優先使用で要請団が来町

県産品使用奨励キャンペーン要請団が7月8日午後、町役場を訪れ、県産品の優先使用を訴えました。

これは、7月が県産品使用奨励月間であることにちなんで行われているもので、県下各市町村を回り、県産品の優先使用を要請しています。要請団一行は「県内企業の優先発注及び県産品の優先使用にご協力ください」と要請しました。

翁長町長は、「行政としても地場産業の育成と町民のみなさまに県産品のさらなる愛用を呼びかけたい」とあいさつしました。

平成15年度バレーボール教室開催

6月17日、西原中学校体育館で、町バレーボール協会主催の「平成15年度バレーボール教室」が家庭婦人を対象に開催されました。講師に元全日本コーチの藤田幸光氏を招き、笑顔の絶えない和やかな雰囲気の中、参加者は真剣に取り組んでいました。また、藤田氏は7月に「FNS春高バレーコーチングキャラバン」のスタッフとして具志川商業高等学校女子バレーチームを指導しました。



生活研究会の まーさいびーんどお

モーウイ（赤ウリ）の香り煮



材料と分量

赤ウリ……………1本
豚ひき肉……………300g
煮大豆……………1カップ
にら……………1/4束

調味液

かつおだし汁……………1カップ
しょうゆ……………大さじ1
塩……………少々
油……………大さじ1

作り方

- ①/赤ウリは皮をむき、二つ割にし中の種をスプーンで取ります。
- ②/赤ウリを2～3cm巾の半月切りにする。
- ③/フライパンに大さじ1の油をひき、赤ウリを炒め、調味料を入れ15～20分ぐらいい煮ます。
- ④/水気がなくなったらひき肉と煮大豆を入れ、火を強くして水気がなくなるまで煮ます。
- ⑤/最後ににらをきざんでからします。（ハバパイ、とうがんでも同じように出来ます）

西原町が合併することの可否に関する 住民投票は9月14日(日)が投票予定日です

投票資格は昭和61年4月1日以前に生まれた方々です

(投票資格は高校3年生の年齢以上の方々です)

■選択肢は宜野湾市・西原町・中城村の合併について「賛成」または「反対」の二つです

西原町の合併問題について町民の意思を確認するための住民投票条例案が、七月二十五日、西原町議会で可決されました。町では九月十四日(日)に合併に関する可否について住民投票を行う予定です。

この住民投票は西原町が合併するか、それとも、するべきでないかについて、町民のみなさんの意思を直接問うというものであり、これからの西原町の将来を決める重要な投票です。市町村合併という、町民のこれからの生活に大きな影響を与えることがらを、町民の総意をもって判断していこうとするものです。

今回の投票は昭和61年4月1

日以前に生まれた17歳以上の方々(永年外国人を含みます)が投票することができ、高校生で言えば、通常、高校三年生以上のみなさんになります。二十歳未満の方々にも投票資格の枠を広げたのは、できるだけ多くの住民に、まちづくりについて判断していただきたいからです。

有権者のみなさん、もれなく投票しましょう。

選択肢は宜野湾市・西原町・中城村の合併について「賛成」または「反対」の二つです

現在、西原町は宜野湾市・中城村と任意合併協議会を設置し、現状の比較や合併した場合、合

併しない場合の課題などを共に研究しています。町民の皆さんには西原町の今後のあり方を十分に考え、投票をお願いします。

投票できる人は？

年齢条件

・昭和61年(一九八六年)4月1日以前に生まれた日本国籍を有する方で引き続き3ヶ月以上町に住所を有する方。

・昭和61年(一九八六年)4月1日以前に生まれた永住外国人の方で、引き続き3ヶ月以上町に住所を有する方。

住所条件

6月8日までに転入届出をして引き続き投票日まで住んでいる

方。

不在者投票について

9月9日(水)から9月13日(土)まで午前8時30分から午後8時まで不在者投票ができます。

住民投票の成立には50%以上の投票率が必要です。みなさんかならず投票にお出かけください！

この住民投票は50%以上の投票率で成立となり、50%未満ならば開票を行わないことになっています。

このため、合併について町民のみなさんが主體的に判断し投票いただけるよう、八月中に地

域説明会を行い、これまでの経緯や新市将来構想、財政シミュレーションなどを説明致します。

なお、投票や不在者投票について、詳しくは西原町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

【住民投票に関するお問い合わせ】
町選挙管理委員会事務局
電話945-5011

【地域説明会に関するお問い合わせ】
企画財政課
電話945-4533

【任意合併協議会】
(宜野湾市役所内)
電話893-4411
(内線271)

市町村合併問題地域説明会開催について

★町では、市町村合併問題について、3市町村(宜野湾市・中城村・西原町)により、任意合併協議会を設置し協議しています。この協議会で作成した新市将来構想・財政シミュレーションなど合併に関する資料を基に、各行政区単位で下記日程で各自治会事務所に説明会を行ないます。

つきましては、各行政区の自治会長や区事務担任者、区民の皆さんのご協力よろしくお願い致します。

担当課：企画財政課・TEL 945-4533

《市町村合併問題地域説明会開催予定表》

	開催日	開催行政区	開催行政区
1	8月5日(火)午後8時より	県営幸地高層住宅	幸地ハイツ
2	8月6日(水)午後8時より	県営西原団地	県営坂田高層住宅
3	8月7日(木)午後8時より	県営内間団地	西原台団地
4	8月8日(金)午後8時より	徳佐田	
5	8月13日(水)午後8時より	安室	桃原
6	8月14日(木)午後8時より	幸地	坂田
7	8月18日(月)午後8時より	棚原	上原
8	8月19日(火)午後8時より	翁長	呉屋
9	8月20日(水)午後8時より	津花波	小橋川
10	8月21日(木)午後8時より	内間	掛保久
11	8月22日(金)午後8時より	小那覇	嘉手苺
12	8月25日(月)午後8時より	平園	兼久
13	8月26日(火)午後8時より	与那城	西原ハイツ
14	8月27日(水)午後8時より	我謝	美咲
15	8月28日(木)午後8時より	池田	森川・千原(森川公民館)
16	8月29日(金)午後8時より	小波津団地	小波津

※わたしたちのまちの将来を考える大切な説明会です。ぜひご参加下さい。

※高校3年生のみなさんや、20歳未満のみなさんもお参加下さい。

説明者＝町、宜野湾市・西原町・中城村任意合併協議会

市町村合併

宜野湾市・西原町・
中城村任意合併協議
会だより

No.6

タウンウォッチング開催



任意合併協議会では、新市の魅力あふれるまちづくりを創造するために宜野湾市・西原町・中城村の主要事業や名所などを視察するタウンウォッチングを開催した。普天間飛行場や西海岸のコンベンションエリア、西原町のマリントウ、中城城跡などをじっくりと見学した。

任意合併協議会では、三市町村のまちづくりイメージを深めるために七月二日（水）にタウンウォッチングと称して視察研修を開催した。

当日は、首長をはじめ任意協議会委員が参加して宜野湾市の普天間基地の状況、コンベンションエリア、ベイスайд情報センターの説明を各担当から受けた後、西原町の上原高台公園から町の全景を見下ろしながら町計画の説明を受けた。

また同公園からは東西の海、読谷村や本部方面まで眺望できることから委員からは驚きの声があがっていた。

午後からは、パークゴルフ場、小波津川整備計画、マリントウン現場、工業地

任意合併協議会では、新市の魅力あふれるまちづくりを創造するために宜野湾市・西原町・中城村の主要事業や名所などを視察するタウンウォッチングを開催した。普天間飛行場や西海岸のコンベンションエリア、西原町のマリントウ、中城城跡などをじっくりと見学した。



マリントウン現場



中城城跡

会議の報告

●第二回三市町村の長会議
七月三日（水）午後四時
宜野湾市役所市長室

会議では、事務局から住民配布用リーフレットの原稿案が提示された。また、伊波市長からは北中城村長から任意協に議会参加したい旨の要請があった事の報告がありそれについての協議がされた。

北中城村の件については、参加することは歓迎であるが、三市町村での資料作成が最終の局面にある事や八月の説明会、九月に向けての日程への影響や北中城村が合併の相手先を絞っていないことなどからすると北中城村が現段階で合流するのは厳しいとの判断をした。事例などからすると次の段階からの合流も可能とした。



のコミュニケーション作業の進捗状況や世帯配布用のリーフレット原稿について協議した。

また、九月議会提案を目標とした今後の事務局・三市町村の取り組みなどについても確認と情報交換が行われた。

今後の大きな取り組みとしては、各々の市町村での説明会が大きな作業となってくるため住民説明会日程などの報告が行われた。

住民説明会は、三市町村とも八月に取り組み予定で、特に西原町は九月中旬に住民投票を予定していることから諸作業に遅れがあると投票の事務手続きなどに影響がでる旨の報告がされた。

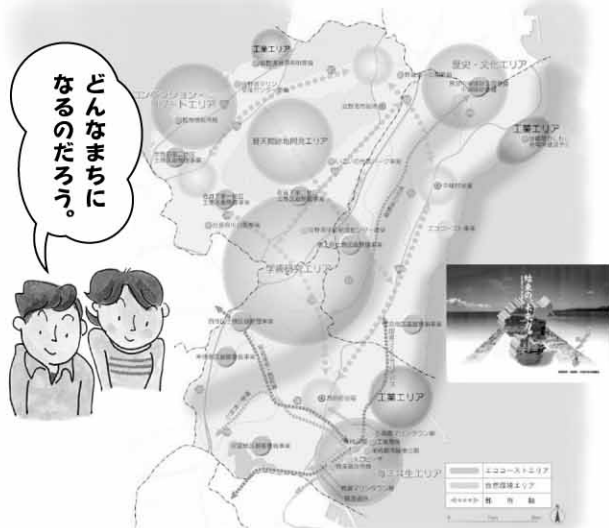
●第三回三市町村の長会議
七月十五日（火）午後一時半
中城村役場村長室

新市のイメージや財政

住民説明会が本格スタート！

いよいよ宜野湾市・西原町・中城村の組み合わせによる合併の説明会が今月からスタートします。私たちの住むまちの将来を左右する大切な説明会ですので、是非、説明会には参加をお願いします。

また、西原町においては、九月に住民投票も考えています。説明会にあたりまして皆さんの手元にリーフレットが配布されますので是非、一読の上参加をお願いします。みんなで将来の西原町を語りあいましょ。詳しい日程については2・3ページを参照下さい。



一ロメモ

超簡単用語解説

知っておくとよくわかる説明会

今月から三市町村データに基づく地域説明会がスタートしますが、なかなか耳慣れない言葉が出てきますので、ごく簡単に説明したいと思います。



① 地方自治体 市町村のこと。

② 地方交付税

全国の市町村では地域の経済力の違いによって税金などに開きがあり、財政力に大きな差があります。この自治体間の財政力の差を埋め、行政水準に格差が出ないよう、国の税金の一部が地方へ分配されます。

③ 合併特例法

国が合併を推進するため地方交付税をはじめと

する財政上の優遇措置や住民の権利拡大など諸々の要件を緩和する法律改正がされました。これを「合併特例法」といい、但し適用されるのが平成十七年三月までとなっているので、現在多くの市町村で合併が検討されているのです。

④ 地方税

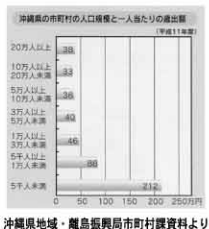
主に市町村民税、固定資産税、法人税などです。多くの自治体が入入りの三パーセント程度です。地方交付税への依存が大きいのです。

⑤ 公債（こうさい）

市町村の借金で、十五年から二十年で返済するのが主流となっています。施設や道路事業を実施

⑥ 行財政の強化

合併の手法により重複する内部管理部門（例えば総務・企画・財政課など）をスリム化、配置の見直しなどで住民サービスの厚みを増したり、三役や議員、各市町村に置くとこととされる委員会や審議会などの経費が削減できるため、財政の効率化が図られます。



⑦ 地方分権

これまで国や県に権限があった事項を市町村独自で決定することができたり、その業務を担ったりすることになります。これにより個性的なまちづくりが可能となりますが、「自己決定・自己責任」が原則です。役所（場）では地方分権社会に向けての基盤づくりが求められています。



携帯電話でサワフジをパチリ。今どきですね。

まちの話題

今年も内間御殿のサワフジライトアップ

樹齢四百七十年と本島では最も古いといわれる内間御殿隣のサワフジ（サガリバナ）のライトアップが七月十二日から二十一日まで行われました。

サワフジの花は夜に咲き、一日で散ってしまうもので、そのはかないながらも美しく咲く様子が人気で、毎年、町内外から多くの見物客が訪れます。

今年も、たくさんの方々が賑わい、見物客は歓声を上げたり、カメラにその様子を収めたりしていました。

また、ライトアップ期間中には、町商工会がさわふじウェアのニューモデルを販売し、嘉手苅公民館ではサワフジの写真展も開催されました。



小波津川を清掃するみなさん

自分たちのまちだから自分たちの手できれいに！

第二十二回道路排水愛護デー

地域の環境美化に関心を持ち、道路、河川等の共同清掃作業を行うことにより、道路排水、河川愛護の心を高めることを目的とした、平成十五年道路・河川愛護デーの運動として、町は、七月十一日午前、事業所や婦人会などと共同で道路や河川の清掃作業を行いました。

参加者は約二百人で、それぞれ草刈り機やカマ、ゴミ袋を手に、町道内間ノ小那覇線、小波津川二級河川などの清掃作業に汗を流しました。

トピックス



会社まわりを清掃活動

（株）ゆにてつくす（代表取締役社長 石原昌司）の社員のみなさん全員（十五人）が六月二十一日に事業所の回り約三百メートルの草刈りと清掃を行いました。これは社会の進歩と文化の向上に貢献するという経営理念に基づき、毎年行われているもので、この日は朝八時半から午後四時まで清掃作業が行われ、二トントラック四台分と4トントラック二台分の雑草やゴミが収集されました。

がんばっています！南小で漢字検定の採点ボランティア



大城千枝子さん

字与那城住の大城千枝子さんは、西原南小学校で漢字検定の採点ボランティアを始めて一年ほどになります。何かボランティアがしたいと思った大城さんは南小のPTA役員をしている友人を通して漢字検定の採点ボランティアと聞きました。「最初は戸惑ったが、しだいに字がきれいになる子どもたちのテストを確認していると、うれしくてしょうがない」とのこと。今では子どもたちと仲良し。学校に行くと何も言わなくても子どもたちがドアを開けてくれるそうで、その思いやりにとっても感謝しているそうです。



町女団協総会行われる

平成十五年度西原町女性団体連絡協議会総会（宮城邦子会長）が七月二日、町中央公民館で行われ平成十四年度活動経過報告、決算が承認され、平成十五年度事業計画（案）、予算（案）等の審議が行われました。

あいさつの中で宮城会長は「女性の権利問題については子どもの頃からの取り組みが必要。その中でも一年間取り組みにできた男女混合台簿の導入については、今後も継続して取り組んでほしい」と話しました。

また、新会長に塩川初枝さん（JAおきなわ西原支店女性部長）が選任され、同日就任しました。

塩川さんは「さらなる女性の地位向上を目指してがんばりたい」と抱負を語りました。

西原中・西原東中学二年生が職場体験

西原東小六年生も父母の職場体験

西原中学校と西原東中学校の二年生全員(四三〇人)が、一週間(連続五日間)学校を離れて事業所などで職場体験する「豊かな体験学習・チャレンジウィーク」が、六月三〇日から七月四日まで行われました。

この事業は、中学生に学校を離れ社会体験学習に取り組んでもらうことにより、礼儀作法などを学ぶことはもとより自分の生き方を見つめさせ、共に生きる心や感謝の心を育ませることを目的に町教育委員会主催で行われたものです。

三年目を迎えたこの事業は事業趣旨が認められ、昨年度から国の補助を受けて実施されています。

参加した生徒達は、各事業所で従業員の指導をうけ、緊張した面持ちながらも一生懸命仕事に取り組んでいました。

今回は町教育委員会の呼びかけに、多くの町内外の事業所や福祉施設、農家などが生徒の受け入れを申し出てくれました。

FM21(ラジオ局)



また、地域の方々や受け入れ先の関係者が指導ボランティアとして支援にあたってくれました。

受け入れていただいた事業所の方々や指導ボランティアのみなさん、ご協力大変ありがとうございました。

また、今年度も西原東中学校の六年生が一日、父母の職場を体験学習する「チャレンジデー」が一日間行われました。



パン屋



郵便局



自動車販売修理



保育園



郵便局



取材を終えて
西原東中学二年生
新垣 一 裕君
(しんがき・かずひろ)



新垣一裕君記者

チャレンジ・ウィークの取材に行ったり、FM21のラジオ放送局に行ったりして、とても忙しかったけど、とても楽しかったです。職場はどれも忙しそうだったけど、とても楽しそうだったのでチャレンジ・ウィークは仕事の楽しさや厳しさを知るための大切な週なんだと取材の時に感じました。

図書館準備室だより

チャレンジウィーク in 図書館準備室

去る六月三十日から七月四日にかけて、西原町中学生体験学習「チャレンジウィーク」が行われました。

図書館準備室には、喜屋武和輝君と宮平貴之君(西原東中学校二年)が一週間配属されました。

図書館準備室では、本のカバーかけなどを体験してもらいました。

○カバーかけとは?

図書館の本は、多くの方々に利用されるためどうしても早く傷んでしまいます。それを少しでも防ぐために、接着透明フィルムで本全体にカバー(コーティング)をします。カバーをすると、あらかじめ開きぐせをつけることができますし、本の寿命も二、三年延びるといわれています。図書館では、カバーされた本を購入することもありますが、寄贈された本や雑誌などはカバーされていないものがほとんどなので、図書館の職員が行っています。カバーかけは、あまり目立つ作業ではありませんが、少しでも資料を長持ちさせるための大事な作業の一つです。

○当日の様子
①はじめは、桑原さん(図書館司書、写真右)と慶田元さん(図書館司書、写真左)がやり方を説明します。



③完成。本を片手に記念撮影



喜屋武 和輝君 (西原東中学校2年生)



宮平 貴之君 (西原東中学校2年生)



②続いて、一人でチャレンジ!

和輝君、貴之君、一週間お疲れ様でした。慣れない作業にもかかわらず手際よく作業しているのが印象的でした。図書館が開館したら二人がカバーした本も書架に並びませうぞ利用してくださいね。

町史だより

自然観察のススメ

生徒・学生のみならずは暑い夏休み真っただ中、普段のエアコン生活から抜け出して、夏の自然を体感してみるのはいかがでしょうか?家の周辺を散歩するだけで、手軽に自然を満喫できますよ。

たくさん虫たちが飛び回るこの季節、網をはりめぐらせ虫たちを待ち構えているのがクモ。その中でも日本最大となるのがオオジョロウグモです。このクモは奄美諸島以南に生息しており、真夏には体長約5センチほどに成長します。脚が長いのでとても大きく見えますが、それはすべてメス。それではオスはどこにいるのでしょうか?

メスの網をよーく観察してみると、体長約1センチほどの小さなクモがいそうろうしているのがわかります。そう、これがオオジョロウグモのオスなのですが、メス1匹に対し、多いときには5・6匹のオスが同じ網に生活している場合もあるんです。メスグモはモテモテなんです。



セミに食いつくオオジョロウグモ

平成15年度平和講演会

～語りべの証言～

趣 旨

本町は、未曾有の激戦地となり、当時の住民の約半数が無惨にも尊い生命を奪われました。そのために、町民の反戦平和を希求する心はとりわけ強いものがあります。しかし、戦後半世紀余を経た今日、戦争体験者の減少、戦後世代の増加と相まって、戦争の歴史的教訓は年々風化しつつあります。

沖縄はかつて、東南アジア諸国と交易を行い、独自の文化をはぐくみ、平和な海洋王国を築いていました。しかし、去る大戦で、住民を巻き込んだ国内唯一の地上戦の戦場となり、緑豊かな郷土は、「鉄の暴風」に襲われ、草木一本も残らぬ程地肌が剥き出しになり地形も変わりました。同時に、多くの尊い人命を失い、また、貴重な財産及び文化遺産が灰燼と化しました。

国土面積の約0.6%にすぎない沖縄に在日米軍基地の約75%が集中し、米軍人・軍属による事件事故等、基地あるが故に派生する被害が後を絶ちません。

私たちは、憲法で平和のうちに生存する権利を保障されています。また、基地も核もない平和で豊かな郷土づくりに向けて最大の努力をする責務と、この美しい郷土と素晴らしい地域文化を子々孫々にまで継承、発展させる使命があります。

「武力で国民を守ることができない」ということは、過去の歴史が示しています。決して戦争の準備を許してはなりません。

そこで、去る戦争体験者の「証言」を通して、戦争の愚かさ、平和のありがたさを学ぶ機会を創出します。

主 催 西原町

共 催 西原町教育委員会

日 時 平成15年 8月15日(金)午後7時～午後9時

場 所 西原町中央公民館

講 師 西原町平和の語りべ

比 嘉 茂 子 氏(元従軍看護助手)

長 嶺 由 光 氏(学童疎開者)

平敷 りつ子氏(元教師)

テーマ 「平和への証言」

参加者 一般町民

住基ネット第2次サービス（本年8月25日から）開始します

【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市町村でも自分の住民票の写しが取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住所地の窓口でしか受けられません。

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、全国どこの市町村でも住民基本台帳カード、運転免許証など決められた本人確認書類を窓口で提示すれば、本人や同一世帯の住民票が受けられます。

※ただし、原則として広域交付の住民票には、戸籍の表示は省略されます。

【転入転出の特例処理】

引越の手続きで窓口に行くのは転入時のみになります。

現在、他市町村に引越す場合は、まず、住んでいる市町村に転出の届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市町村に転入届を行う必要があります。

ところが、住民基本台帳カードの交付を受けている場合、旧住所地の市町村へ前もって一定の事項を記入した「付記転出届」を郵送すると、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのは転入時の一回だけですむようになります。

※ ただし、国保、老人医療、福祉医療、介護保険、児童手当等、住所異動届出以外の手続きについては、旧住所地で手続きを行う必要があります。詳しくは所管の担当にお問い合わせください。

住民基本台帳カードの登場



●カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用

●公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。

●写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。

●本年8月25日から住民登録市町村で希望する住民に有料で発行します。

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

※住民基本台帳カードの有効期限はいずれも10年です。

住民票コード通知書の受取りについて

平成14年8月に住民票コード通知書を配達記録で行いましたが、不在等の理由で受取りができなかった世帯の通知を町民課で保管しています。まだ、受取っていない方は早めに町民課まで受取りに来て下さい。

【受取ることができる方】

世帯主または世帯員
※同じ住所に住んでいる親子等でも世帯を別にしていない場合は、委任状が必要です。

【持参するもの】

- ①身分証明書（運転免許証、保険手帳など）
- ②印鑑

【受取り場所】

町民課窓口

【受取り時間】

午前8時30分～午後5時

お問い合わせ〈町民課/945-5012〉

年金インフォメーション

老齢基礎年金

保険料を納めた期間（保険料免除期間含む）が、原則として25年以上ある人が、65歳になってから受けられる年金です。受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。

これから60歳を迎えられるあなたへ



年金を受けるために必要な期間とは

- ① 国民年金保険料を納めた期間
- ② 国民年金保険料全額・半額免除を受けた期間
- ③ 国民年金の学生納付特例を受けた期間
- ④ 合算対象期間（カラ期間）
- ⑤ 厚生年金・共済組合等の加入期間
- ⑥ 第3号被保険者であった期間

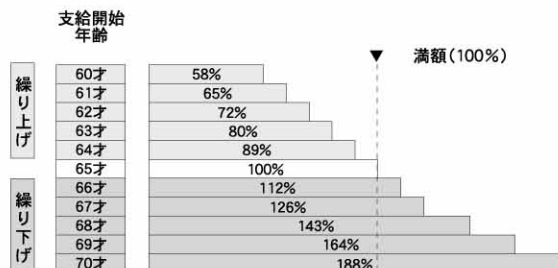
これらを合計して25年以上の期間が必要となります。

繰り上げ・繰り下げ支給の増減率

老齢基礎年金は原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰り上げて受けることもできます。しかし年金を受けようとする年齢によって年金額が生減減額されます。

また希望すれば66歳以後繰り下げて、増額された年金を受けることもできます。

◎昭和16年4月1日以前に生まれた人の繰り上げ・繰り下げ支給の増減率



よく考えてみよう



◎昭和16年4月2日以降に生まれた人の繰り上げ・繰り下げ支給の増減率（平成13年4月から）

	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
繰り上げ												
60才	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61才	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62才	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63才	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64才	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65才	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66才	108	109	110	111	111	112	113	113	114	115	115	116
67才	117	118	118	119	120	120	121	122	122	123	124	125
68才	125	126	127	127	128	129	129	130	131	132	132	133
69才	134	134	135	136	136	137	138	139	139	140	141	141
70才	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142
繰り下げ												

詳しくは、西原町役場福祉課年金係まで 945 5311 内125、126

保険課からのお知らせ

○老人医療受給者及び高齢受給者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

下記条件1もしくは2に該当する方は、入院時の医療機関で支払う一部負担金・食事代が減額されます。（寝たきり老人在宅総合診療又は在宅末期医療総合診療を受けている場合も対象となります。）

- 1 世帯員全員が住民税非課税の方……………低所得Ⅱ
 - 2 世帯員全員が住民税非課税かつ各所得が必要経費等を差し引いたときに0円となる方……………低所得Ⅰ（年金収入の場合は、65万円以下の方）
- ※ただし、高齢受給者については、世帯員全員を→国保加入者全員とします。
※高齢受給者とは昭和7年10月1日以降生まれ、70歳になり高齢受給者証を交付された方です。

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証
- ・医療受給者（高齢受給者の方は高齢受給者証）
- ・印鑑
- ・老齢福祉年金を受給されている方は、老齢福祉年金証書

所得区分	医療費（自己負担分）	食事代
一般の方	40,200円	780円
低所得Ⅱ	24,600円	90日まで650円
		91日以降500円
低所得Ⅰ	15,000円	300円

○国保加入者の皆さんへ

「標準負担額減額認定証」について

国保加入者（69歳以下）で、国保世帯員全員が住民税非課税であれば入院時に食事代が減額されます。

【手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険証
- ・印かん

世帯区分	食事代
一般世帯	1日780円
住民税非課税世帯	90日までの入院 1日650円
	91日以上入院 (過去12ヶ月の入院日数) 1日500円

※入院予定がある方、入院中の場合は代理の方が保険課窓口にて申請をして下さい。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「標準負担額減額認定証」は、申請した月より適用となります。
※すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」「標準負担額減額認定証」をお持ちで、7月末までの有効期限の方は、再度手続きが必要となります。（再申請は8月1日から）

○老人医療の障害認定について

定以上の障害があり認定を受けた65歳以上の方は、（すでに老人医療受給者証をお持ちの方を除く）申請をすると老人医療で医療が受けられ自己負担が1割または2割になります。
※一定以上の障害とは下記の条件のいずれかに該当する方をいいます。

- 1 身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部の方
- 2 障害年金1級～2級を受給されている方
- 3 療育手帳A級の方

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証
- ・印かん
- ・障害者手帳、障害年金証書、療育手帳のいずれか

【お問い合わせ】保険課 国保係・老人医療係 ☎945-4791（内線156・152）



す。冷蔵庫を効率的に使用しましょう。

⑨ 洗濯機を効率的に使用しましょう！

洗濯機を使用する際には、すすぎ前の脱水、適正量での洗濯等に心がけ、効率的な使用に努めましょう。

⑩ 掃除機を効率的に使用しましょう！

掃除機を使用する際には、集塵袋の手入れ等に心がけ、効率的な使用に努めましょう。

⑪ 照明はこまめに消灯を！

必要のないときも照明をつけっ放しにしていますか？照明をこまめに消灯することに努めましょう。

⑫ 白熱電球から蛍光灯への付け替えを！

照明にはエネルギー使用量が少なく済む蛍光灯を使いましょう。

⑬ エレベーター、照明の一時停止を！

エレベーター、照明の使用を調節しましょう。業務ビルにおいて昼休み等に1時間、エレベーターの半分の停止、照明の半分を消灯することに努めましょう。

⑭ 徒歩、自転車の利用を！

短距離の移動に際しては、なるべく徒歩や自転車を利用しましょう。

⑮ 自動車の適正な使用を！

自動車を利用する際は、駐車時時のアイドリングストップ、急発進・空ふかしの抑制、タイヤの空気圧の適正化を始めとする点検・整備の励行等自動車の適正な使用に心がけましょう。

⑯ 自動車の利用の自粛を！

無駄な荷物の運搬、業務車両の持ち帰りを自粛する等、自動車の利用を控えましょう。

⑰ 炊飯ジャーはできるだけ保温機能を使わないように！

炊飯ジャーはできるだけ保温機能を使わず、必要なときに加温するようにしましょう。

⑱ できるだけ家族団らんを！

できるだけ家族団らんの時間を増やし、空いた部屋の照明や冷房は切るようにしましょう。

情報お待ちしています！

上記の行動以外にこんな効果的な方法も知っている、やっているという方、ご連絡下さい。

西原町役場 企画財政課 企画係 TEL 098-945-4533

FAX 098-946-6086

夏の省エネ活動推進中！

国際的課題となっている地球温暖化防止の観点から、政府は広報活動はもちろんのこと省エネ法やその他関連法の改正などによって、省エネルギー対策の徹底実施に向け取り組んでいるところです。もちろん企業やNPO等、民間団体においても積極的に取り組んでいるところはたくさんあります。

ところが、政府や民間団体等がいくら呼びかけても民生部門におけるエネルギー消費量は年々増えつづけているのが現状です。したがって、最終的には私たち国民の一人一人が行動していかないと何の効果も得られません。

そこで具体的な行動が以下のとおりとなっていますので、できることから始めましょう。

家庭・オフィスにおいて心がけていただきたい省エネルギー活動

① 室内の設定温度の適正化を図ること！

室内の設定温度を適正に保つよう、こまめな調節に努めましょう。（暖房20℃、冷房28℃を目途）

② 不必要なエアコンの使用を控えましょう！

必要のないときにもエアコンをつけっ放しにしていますか？1日1時間エアコンの使用を控えましょう。

③ 入浴時シャワーを流しっ放しにしていますか？

入浴時にシャワーのお湯を流しっ放しにしていますか？シャワーのお湯の流しっ放しを1日1分間やめることに努めましょう。

④ お風呂を効率的に使用しましょう！

お風呂はお湯が冷めないうちに連続して入浴しましょう。

⑤ 不必要なテレビのつけっ放しを控えましょう。

見る必要のないときにもテレビをつけっ放しにしていますか？1日1時間テレビの使用を控えましょう。

⑥ 電気製品の主電源が入りっ放しになっていませんか？

電気製品の待機時消費電力は決して小さくありません。リモコンでスイッチを切っても電力を消費する機器がたくさんあります。電気製品の主電源をこまめに切りましょう。

⑦ 給湯温度を低くしましょう！

給湯温度を高めに設定していませんか？食器洗いに使用のお湯の温度を5℃低くしましょう。

⑧ 冷蔵庫を効率的に使用しましょう！

冷蔵庫に物を詰めすぎではありませんか？詰め込みすぎると冷気の流れが悪くなり、余分な電力を消費しま

知って防ごう熱中症

毎日暑い日が続いていますね。このような環境の中での運動や作業で多くなるのが熱中症です。最近、沖縄でも熱中症による死者が出ているので皆さんも耳にする機会が多いのではないのでしょうか？

● 暑いとき、無理な運動は事故のもと

熱中症の発生は気温、湿度、風速、直射日光が関係します。同じ気温でも湿度が高いと危険性が高くなるので注意が必要です。暑いところで無理に運動しても効果はあがりません。環境条件に応じた運動、休息、水分補給の計画が必要です。

● 失った水と塩分取り戻そう

汗は体から熱を奪い、体温が上昇しすぎるのを防いでくれます。しかし、体から失われた水分を補わないと、脱水になり体温調節能力や運動能力が低下します。よって暑いときには、こまめに水分を補給しましょう。汗からは水分と同時に塩分も失われます。水分の補給には、スポーツ飲料やお茶や水に一つまみの塩を加えた食塩水が適当です。

● 薄着ルックでさわやかに

皮膚からの熱の出入りには、衣服が関係します。

暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにしましょう。屋外で直射日光がある場合には、帽子を着用しましょう。防具を付けるスポーツでは、休憩中に衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。

● 体調不良は事故のもと

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながります。疲労、発熱、かぜ、下痢など体調の悪い時には、無理に運動をしないことです。お年寄りや乳幼児、体力の低い人、肥満の人、暑さに馴れていない人、熱中症をおこしたことがある人などは、暑さに弱いので注意が必要です。

● あわてるな、されど急ごう救急処置

万一の緊急事態に備え、救急処置を知っておきましょう。

涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせ、水分を補給する。そして足を高くし、手足から心臓に向けてマッサージするのも有効。吐き気や嘔吐などで水分補給ができない場合には、病院に運び点滴を受ける必要があります。

健康衛生課 945-5013

西原町重度心身障害者（児）医療費助成について

心身に重度の障害がある方々のために、保健の向上と福祉の増進に資するため、保健診療による医療費の一部を助成いたします。

○西原町重度心身障害者（児）医療費助成の対象者

(1) 西原町に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された方又は法令の規定により措置を受けて本町の区域外の身体障害者更生援護施設等に入所している方で、医療保険各法の被保険者又は被扶養義務者。

- 1.身体障害者手帳を所持する障害程度が1級又は2級に該当する方
- 2.療育手帳を所持する精神薄弱の程度がA1又はA2に該当する方

(2) ただし、次の方は助成の対象になりません。

- 1.西原町の区域内の身体障害者更生援護施設等に他市町村から入所措置された方
- 2.生活保護を受けている方
- 3.その他制度により、医療費の支給を受けることができる方
- 4.交通事故等による第3者からの賠償として支払われる医療費

○西原町重度心身障害者（児）医療費助成申請手続

- 1.身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- 2.国民健康保険証又は、社会保険証の写し
- 3.本人名義の預金通帳（但し、郵便局以外）
- 4.印鑑（認め印でよいです）
- 5.社会保険各法の適用を受けた領収書で、高額療養費及び附加給付金の払い戻しが確定した後の領収書（診療日の翌月から1年以内有効）

○医療費助成の範囲

- 1.社会保険各法の保険診療による医療費の一部を助成します。
- 2.社会保険各法の規定による高額療養費及び附加給付金を控除した額。
- 3.往診の際の車賃、薬などの容器代、入院したときのベッド差額料、及び歯科の特殊な治療などの費用は対象になりません。

西原町役場 福祉課 ☎945-5311

マリナタウン東崎地区の地区計画(案)の縦覧について

マリナ・タウン地区の住宅用地（約3.2ha）について、環境良好なゆとりある住宅地の形成を図るため地区計画を定める予定であります。つきましては、次の日程で地区計画（案）の縦覧を行います。

【期間】 8月8日～8月22日まで
【時間】 午前8時30分～午後5時まで

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【参加費】
一、〇〇〇円（資料・講師謝礼代）

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

【申込み問い合わせ】
西原町社会福祉協議会事務局
☎945-3651

沖縄県漁業調整委員会委員選挙人名簿記載申請

毎年、申請に基づいて沖縄県漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に搭載漏れになりますと、たとえ選挙権があっても投票することができません。かたの何れかの一つに該当される方は定められた期間内に申請して下さい。

1 海区内に漁業関係者（西原町内）に住所又は事業場を有するものであつて1年に90日以上漁船を使用する漁業者又は漁業関係者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（法人を含む。）

2 知事の権限によつて上記該当者の範囲を拡張されたもの。

3 海内漁業調整委員会委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又はその役員に就任後上記1、2に該当しなくなったため選挙権を失つたもの（この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

【申請の現在日】 9月1日
【申請の期間】 9月1日から9月5日まで
【申請書の配布及び提出場所】 西原町選挙管理委員会（総務課内）
☎945-5011

（土・日曜日および祝祭日は除く）
【縦覧場所】 西原町役場都市計画課
【お問い合わせ】 都市計画課 計画係
☎945-4496

青少年のたまり場 一掃作戦

少年問題は、深夜はいかいかや万引き等の初期段階で改善することが大切で、深夜はいかいかで生活習慣が乱れて、遅刻、不登校という構図があり、不登校児童によるオートバイ窃盗や万引き等の犯罪発生率は、高いものがあります。

このような情勢を踏まえ、地域・学校・関係機関等が連携を強化して、以下のことを強力に推進することが大切です。

- 1 青少年の不良行為のたまり場をみんなで解消しましょう。
- 2 青少年に声をかけて飲酒・喫煙・深夜はいかいかをやめさせましょう。
- 3 青少年に酒・タバコは販売しません。
- 4 青少年の飲酒・喫煙・深夜はいかいかは、「愛の一声」をかけて注意指導又は警察へ通報しましょう。

【お問い合わせ先】

浦添警察署
☎(975) 0110
内線(310) 前里

西原町窓口手話通訳 の設置について

西原町役場では、聴覚障害者で手話でのコミュニケーション

をされる方の為に、手話通訳員が設置されています。役場内での手続きや、相談等の会話の際に、手話通訳員いたします。現在週2回(火曜日・木曜日)から次記の通り変更となります。

【設置曜日】
月曜から金曜日(土曜・日曜・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第一七八号)に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く)・6月23日(慰霊の日)を除く)

【設置時間】
午前8時30分から午後5時(但し、午後0時から午後1時まではお昼休みの為不在)
FAXでの受付も出来ます。
FAX番号 098(944) 6551 窓口手話通訳員：大嶺文子(西原町役場福祉課)

ベトナム難民定住者のみなさんへ

「インドネシア難民」のいわゆる合法的出国計画に基づきベトナムからの家族呼寄せ申請の受付を平成16年(2004年)3月31日までに終了することに決めました。この日をすぎると申請はできなくなりますので、ベトナムから家族

日本政府は、平成15年(2003年)3月14日付け閣議了解により、いわゆる合法的出国計画に基づきベトナムからの家族呼寄せ申請の受付を平成16年(2004年)3月31日までに終了することに決めました。この日をすぎると申請はできなくなりますので、ベトナムから家族

沖縄行政評価事務所 の移転について

【連絡先】
〒900-0006
那覇市おもろまち2丁目1番1号
那期第2地方合同庁舎(第1号館)4階
※電話番号は従来どおり変わります。
代表 866 0145
FAX 866 0148
行政相談 866 0148
行政苦情 110 番専用電話 867-1100
情報公開 総合案内所 941-3285 (FAX 併用)

町さわふじプラン 地域推進委員会の 委員公募について

第二次西原町男女共同参画計画の効果的な推進を図るた

族を呼寄せたい人は、早めに申請してください。

【申請手続きに関する質問】
難民事業本部 本部事務所
業務課 第1係
TEL03(3449)7011
FAX03(3449)7016

二〇〇三年度 沖縄県芸術祭 書道展作品募集

【応募条件】
一人一点とする。
【応募資格】
作品県内に在住している人
表具店扱いとする。
8月14日(木)までに各表具店に持ち込む。
【お問い合わせ先】
(財)沖縄県文化振興会
〒900-0034
那覇市東町一丁目
☎(867) 6639

「青い羽根募金」 について

募金は海洋レジャーの事故や荒天で船が遭難した場合の人命救助と事故防止事業の資金として活用されます。
【期間】
7月1日～8月31日

【募金先・お問い合わせ】
(社)琉球水難救済会
(868) 5940
※振り込みの場合は
沖縄銀行高橋支店
普通口座番号1526329

軽自動車税の納め 忘れありませんか？

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます)に対してかかる税です。
毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に税がかかります。(普通乗用車などとも異なります。年度途中で廃車しても払い戻しはありません。)
軽自動車等を所有されている方は、今一度軽自動車税の納め忘れがないか確認して下さい。

おもな税額 原付		
50cc以下	1,000円	
90cc以下	1,200円	
125cc以下	1,600円	
250cc以下	2,400円	
251cc以上	4,000円	
軽4輪(貨物・自)	4,000円	
軽4輪(乗用・自)	7,200円	
となっています		

(内線219 担当：伊礼)

愛の贈り物

町人材育成会へ
字兼久173番地の3
(株)永吉土建(代表取締役・永吉盛行)様から五万円
字与那城277の9
西原町建設協会(会長・塩川實隆)様から二十万
字小那覇639
西原町建設協力会(会長・大湾盛淳)様から三十万円
字小那覇131
西原町管工事協同組合(理事長・大城秀三)様から十万円
字小那覇1212
西原町産業通商会(会長・新川凌市)様から三十万円
今帰仁村字崎山106番地(旧住所)字翁長一五八番地の二
池原忠英様から三十万円

町民憲章

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りを持ち、「人間性豊かな文脈のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

1. わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
1. わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。
1. わたしたちは、だれにも親切にし、互いに助け合ひましょう。
1. わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。
1. わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。
1. わたしたちは、時間を守り、すずんでいさつをしましょう。

基本目標

- 人間性豊かな創造のまち
- 明るく住みよい平和なまち
- 豊かで活力のあるまち

3大ビジョン

1. ぬくもりのあるまち構想
2. 生涯学習のまち構想
3. 豊かな自然を生かしたまち構想

町内相談機関

総合相談

●日常生活のあらゆる相談
時間/午前10時～午後4時(お昼休み12時から13時)
月/消費生活、社会、法務相談 玉野職員
火/相談、福祉、高齢者、障害者、介護、小児科
水/一般相談(8時～) 奥原定子
木/消費者生活、サウナ、法律相談 玉野職員
金/こども悩み、家庭児童相談 岸本ヨシ子
問合せ/西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎0935-8822
月・木は電話予約制です。
☎945 3651

教育相談

●不登校生徒及び保護者への支援、助言
月～金 午前8時30分～午後5時
(午後2時～午後1時は昼休み)
町役場水通行政2階
問合せ/945-3655(内線510)
相談員/阿嘉安弘、浦添通子、岸本ヨシ子

行政相談

●行政に対しての苦情や要望
随時 設置場所/自宅・毎月第4火曜日は西原町役場企画財政課(10時～12時・13時から～16時) 相談員/945 6775(城間悟子) 945 4533(西原町企画財政課)

窓口相談

●何でも相談
第1・第3火曜日(祝祭日の場合、翌日)午前10時～午後4時 企画財政課(午後0時～1時昼休み) 問合せ/945-4533相談員/玉野職員

人権相談

●人権に関する悩み
随時 相談員/945-0919(外間政弘)・945 1349(下地都子)・玉野職員945-1476

身体障害者相談

●申請手続き、有料差路料金の割引
随時 町役場福祉課 問合せ/945-5311 相談員/946 2617(奥原陽子) 相談員/945-1747(玉野町福祉課)

知的障害者相談

●家庭における養育、生活等
随時 相談員/946-4411(安谷千恵子)

介護老人福祉施設

24時間体制 介護老人福祉施設守礼の里 問合せ/945-0023 相談員(島袋・仲真)

精神障害相談

●精神的悩み
月～金午前9時～午後5時 城間医院 問合せ/945-4551 医師/城間政州

町のあらし

- 町の位置 …… 北緯26°13'19" 東経127°46'3"
- 町の面積 …… 15.77km²
- 町の木 …… ガジマル
- 町の花 …… ブーゲンビリア
- 町花木 …… サワフジ
- 町のホームページアドレス
http://www.townrinishina.okinawa.jp/

生涯学習だより

第88号 平成15年8月1日

西原町教育委員会
生涯学習課
TEL 098-945-3655



学級・講座案内

学級・講座名	内 容	対 象	期 間	時間・場所	定 員	申込期間	備 考	連絡先
青年エイサー	エイサーを通して仲間作り	青年	9月24日(水)～11月9日	20:00～22:00 毎週(月・水)	30	8/1(金)～9/22(月)		中央公民館 945-3657
初心者のかつり	「くるくん」約りに挑戦	一般市民	9月19日(金)～10月17日	20:00～22:00 中央公民館	15	8/1(金)～9/12(金)		
ロボットを作ろう	いろいろな形のブロックとモーターやセンサーを組み合わせてロボットを作る	小3年～小6年生	8月13日・14日 8月15日・16日	9:00～12:00 工学部2号館2階226実験室	8名		親子で参加可 保険料400円	琉球大学総務部 総務課・生涯学習係 895-8019
木とふれあう教室	動物組木やオリジナル竹トンボを作ります。	小3年～中3年生	10月18日・19日 10月25日・26日	9:30～16:30 技術教育棟1階109教室	12名	7/25(金)～8/8		
電波であそぼう	電気の不思議な魅力を体験させます。	小4年～中3年生	11月1日・8日・15日	13:30～16:30 工学部2号館2階226実験室	12名		小学生は親子参加 保険料600円	
東部消防本部主催事業 ●普通救命講習会 ●上級救命講習会		高校生以上 東部消防管内住	8月9日(土) 9月13日(土)	9:00～12:00 9:00～18:00	40要申込 50人申し込み	8/20(水)～9/11	東部消防本部 警防課	946 9999
竹のおもちゃづくり		児童	8月16日(土)				県博物館	884-2243
ファミリーふれあいキャンプ		親子	8月16日～17日				県立玉城少年自然の家	948-1513

※プログラムの詳細については、各連絡先にお問い合わせ下さい。

親子シーカヤック体験教室 ～マリンスポーツを親子で楽しもう！～

期 日:平成15年8月24日(日) 午前9時30分～

場 所:玉城村奥武島(現地集合・解散)

対 象:町内在住の親子30名 (小学校高学年以上)

参加費:親子1組3,000円

(大人1名2,000円、子ども1名1,000円)

但し、中学生は大人料金となります

申込方法:申込は直接か電話予約の後、参加費の納入と合わせてお願いします。

申込期間:平成15年8月19日(火)まで先着順

問い合わせ先:西原町教育委員会 生涯学習課 TEL:945-3655 FAX:945-6770



第3回ファイヤーフェスティバル

君も消防士になれる！

期 日:平成15年8月17日(日) 午前10:00～14:00 ※雨天決行

(お昼にはカレーとかき氷もあるよ！無料)

場 所:東部消防署 (与那原中央病院向かい)

与那原町・南風原町・西原町・佐敷町の小学生の親子

受 付:東部消防本部・総務課まで (7月17日から受付開始)

参加費:保険料250円準備してね！ 先着300名まで



リサイクル作品展

日時:平成15年8月26日～9月1日 午前9時～17時

場所:西原町中央公民館

作品:帽子、バッグ、車の傘立て、額縁、椅子等…

※牛乳パック、ペットボトル、古いジーンズ、壊れた傘などが、いろいろな形へ変身。すぐに使える実用的なものが展示されております。ぜひ公民館へ足をお運びください。

うちなーぐち大会 参加者募集

日時:平成15年9月7日(日)

場所:西原町中央公民館

種別:小学校の部(低・高学年)

中学生の部・高校生・一般の部

※詳しくは中央公民館まで TEL945-3657



第6回西原町各区対抗少年少女陸上競技大会

男子の部 優勝:与那城 準優勝:内間団地 & 小那覇

女子の部 優勝:小那覇 準優勝:平 園 第3位 内間団地

総 合 優勝:小那覇 準優勝:与那城 第3位 内間団地

史上最多の25チームが参加した今大会、

栄冠に輝いたチームは、上記の通りです！



事業名	日 時	場 所	連絡先	備 考
第23回新報児童オリンピック大会ミニバスケット	8月2日～5日9:00～	町民体育館	大会事務局	936-4952
各区対抗ソフトボール大会	8月10日(日)9:00	西中・南小	町体育協会	945-8095
中頭郡体育協会バスケット大会	8月16日～17日9:00～	町民体育館	中頭郡体育協会	935 3773
中頭郡体育協会空手・古武道大会	8月31日(日)9:00			
スライム作り	8月6日(水)10:30			
映画会	8月15日(金)14:00～	坂田児童館		
トランポリン	8月18日(土)15:00～		坂田児童館	944-6308
チャレンジ大会	8月27日(水)14:00～15:00	親子10組		
親子工作会(要申込)	8月30日(土)14:00			
習字教室(要申込)	8月5日・6日14:00～15:00	西原児童館	西原児童館	945-4393
ストレッチ教室(要申込)	8月19日(火)10:30～11:30			
親子社会見学(2館合同・要申込)	8月13日(水)9:30～15:00	西原児童館 西原東児童館	西原児童館 西原東児童館	945-4393 944-0976
トールペイント	8月14日(木)10:00			
泥だんごを作ろう	8月23日(土)13:00	小学生10名		
トランポリン	8月29日(金)15:00	小学生から大人	西原東児童館	944-0976

訂正

7月号で「町内小学校の夏休み期間中のプール開放」の休みに曜日の

誤りがありましたので訂正してお詫言致します。 月曜日→日曜日になります。

生涯学習だより No.88. H15.8.1 (22)